

○青森県警察臨時の任用職員の任用手続及び勤務条件に関する訓令

令和2年3月26日本部訓令第9号

警察本部  
警察学校  
各警察署

改正

令和3年12月27日本部訓令第25号

令和4年9月30日本部訓令第19号

令和5年3月31日本部訓令第15号

青森県警察臨時の任用職員の任用手続及び勤務条件に関する訓令を次のように定める。

青森県警察臨時の任用職員の任用手続及び勤務条件に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、青森県警察に所属する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第1項、同法第26条の6第7項及び職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年7月青森県条例第68号。以下「配偶者同行休業条例」という。)第9条第1項並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第6条第1項の規定により臨時的に任用する職員(以下「臨時的任用職員」という。)の任用手続及び給与、勤務時間その他の勤務条件について必要な事項を定めるものとする。

(臨時的任用を行う場合)

第2条 臨時的任用は、次の各号に掲げる場合に行うものとする。

(1) 職員の任用に関する規則(昭和50年4月青森県人事委員会規則6—15)第41条に規定する場合

(2) 地方公務員法第26条の6第7項及び配偶者同行休業条例第9条第1項に規定する場合

(3) 育児休業法第6条第1項に規定する場合

(臨時的任用職員の区分及び定義)

第3条 臨時的任用職員の区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれの定義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 期限付臨時職員 地方公務員法第22条の3第1項の規定により、任用期間が6月を超えない期間の臨時の職に任用される者

(2) 配偶者同行休業代替臨時職員 地方公務員法第26条の6第7項及び配偶者同行休業条例第9条第1項の規定により、配偶者同行休業をしている職員の代替として当該配偶者同行休業の期間の範囲内で1年を超えない任用期間で臨時的に任用される者

(3) 育児休業代替臨時職員 育児休業法第6条第1項の規定により、育児休業をしている職員の代替として当該育児休業の期間の範囲内で1年を超えない任用期間で臨時的に任用される者(職名)

第4条 臨時的任用職員の職名は、臨時事務員、臨時技術員、臨時技能員及び臨時労務員とする。

(任用の手続)

第5条 所属長は、臨時的任用職員の配置を必要とするときは、臨時的任用職員配置申請書(別記様式第1)により、警察本部長(以下「本部長」という。)に申請しなければならない。

2 臨時的任用職員の任用は、本部長が任用通知書(別記様式第2)及び勤務条件に関する書面(別記様式第3)を交付して行うものとする。

(任用期間の更新)

第6条 期限付臨時職員の任用期間は、6月を超えない期間で、一回に限り更新することができる。

2 配偶者同行休業代替臨時職員及び育児休業代替臨時職員の任用期間は、当該休業の期間の範囲内で、任用の当初から起算して1年を超えない期間で更新することができる。

3 前2項の規定による臨時的任用職員の任用期間の更新は、本部長が任用更新通知書(別記様式第4)を交付して行うものとする。

(給与)

第7条 臨時的任用職員の給与は、予算の範囲内で別に定める。

(勤務時間)

第8条 臨時の任用職員の勤務時間は、青森県警察職員の勤務時間、休暇等の取扱いに関する訓令（平成7年9月青森県警察本部訓令第14号。以下「勤務時間訓令」という。）の適用を受ける職員の例による。ただし、これにより難い場合は、任用の都度別に定める。

(休暇)

第9条 臨時の任用職員の休暇の種類、期間及び単位は、別表のとおりとする。

2 休暇の届出、願出、承認及び整理については、勤務時間訓令の適用を受ける職員の例による。

(服務)

第10条 臨時の任用職員の服務については、別に定めがあるもののほか、青森県警察職員服務規程（昭和37年9月青森県警察本部訓令甲第11号）に定める規定を準用する。

(人事評価)

第11条 臨時の任用職員の人事評価については、別に定めるところによる。

(退職)

第12条 臨時の任用職員が任用期間の中途で退職する場合は、本部長に内申するものとする。

2 退職承認の通知は、退職承認通知書（別記様式第5）を用いて行うものとする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月27日本部訓令第25号）

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日本部訓令第19号）

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日本部訓令第15号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

臨時の任用職員の休暇

休暇の区分		期間	単位	有給無 給の別
種類	説明			
年次休暇		20日に当該任用期間の月数を乗じ、12で除して得た日数（1日未満の端数は、切り捨てる。）	1日、半日又は1時間。ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。	有給
選挙等休暇	職員が選挙権その他公民としての権利行使する場合に与えられる休暇	必要と認められる期間		有給
特別休暇	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出席する場合に与えられる休暇			
骨髄移植	職員が骨髄移植のための骨髄若し		1日、半日又	

等休暇	くは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査を受け、又は入院等をするときに与えられる休暇		は 1 時間
ボランティア休暇	<p>職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合に与えられる休暇</p> <p>(1) 地震、暴風雨、噴火等により災害が発生した場合における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>(2) 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって本部長が定めるものにおける活動</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p> <p>(4) その他国、地方公共団体又は公共的団体が行う活動で本部長が定めるもの</p>	7 日に当該任用期間の月数を乗じ、12で除して得た日数（1日未満の端数は、切り捨てる。）	
結婚休暇	職員が結婚する場合に与えられる休暇	週休日、休日及び代休日を除いて連続する 7 日の範囲内の期間	
不妊治療休暇	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	1 の年（1 月 1 日から 12 月 31 日までをいう。）において 5 日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては 10 日）の範囲内の期間	1 日、半日又は 1 時間。ただし、残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当

			該残日数の全 てを使用する ことができる。	
妊娠中の業務 休暇	妊娠中の女性職員について、その業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合に与えられる休暇	適宜休息し、又は補食するため必要と認められる期間		
妊娠中の通勤 休暇	妊娠中の女性職員について、その通勤を利用する交通機関等の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合に与えられる休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内で、それぞれ必要と認められる期間		
妊娠中の出産休 暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合に与えられる休暇	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合は、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間	1日、半日又は1時間	
産前休暇	8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合に与えられる休暇	出産の日までの申し出た期間		
産後休暇	女性職員が出産した場合に与えられる休暇	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）		
育児休暇	生後満1年6月に達しない子を育てるため女性職員が申し出た場合又は男性職員が生後満1年6月に達しない子を育てる場合（当該職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が当該子を育てることができる場合を除く。）に与えられる休暇	女性職員にあっては1日2回それぞれ60分以内の申し出た期間、男性職員にあっては1日2回それぞれ60分以内の必要と認められる期間	60分	
生理休暇	生理日において勤務することが著しく困難である女性職員が申し出	申し出た必要な期間	1日、半日又は1時間	

	た場合に与えられる休暇			
配偶者出産休暇	職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合に与えられる休暇	3日の範囲内の期間	1日、半日又は1時間。ただし、残日数の全てを使用	
育児参加休暇	職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のために勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇	当該期間内における5日に当該任用期間の月数を乗じ、12で除して得た日数（1日未満の端数は、切り捨てる。）	しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。	
子の看護休暇	義務教育終了までの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして本部長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のために勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	1の年（1月1日から12月31日までをいう。）において5日（その養育する義務教育終了までの子が2人以上の場合にあっては10日）の範囲内の期間		
短期介護休暇	配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母並びに同居している祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（要介護者という。）の介護その他の本部長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	1の年（1月1日から12月31日までをいう。）において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）の範囲内の期間		
服忌休暇	職員が親族の喪に服する場合に与えられる休暇	（備考6参照）	1日、半日又は1時間	
祭日休暇	職員が父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事を行い、又はこれに参加する場合に与えられる休暇	1日の範囲内の期間		
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事	1の年（1月1日から12		

	を行い、若しくはこれに参加し、又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合に与えられる休暇	月31日までをいう。)の6月から10月の期間内における4日	
現住居の滅失等休暇	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合に与えられる休暇 (1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき (2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき	必要と認められる期間	
出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合に与えられる休暇		
退勤途上の危険回避休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合に与えられる休暇		

#### 備考

- 職員がこの表に定める年次休暇の日数のうち、任用期間中に与えられなかった日数（1日未満の端数を含む。）があり、かつ、当該職員の任用期間が更新された場合は、更新後の任用期間において当該日数を年次休暇として受けることができる。ただし、繰り越された当該日数は、再度繰り越すことはできない。
- 任用期間の月数は、暦に従い計算した当該任用期間に15日未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てて得た月数とし、15日以上の端数が生じた場合はその端数を1月に切り上げて得た月数とする。
- 1時間を単位として与えられた年次休暇並びに育児参加休暇、子の看護休暇及び短期介護休暇を日に換算する場合は、1日当たりの勤務時間を持って1日とする。
- この表（短期介護休暇の説明の欄を除く。）及び6の服忌休暇関係の表中の「子」には、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年7月青森県条例第16号）第8条の3第1項において子に含まれるとされる者を含む。
- 特別休暇の項の期間の欄中の「7日に当該任用期間の月数を乗じ、12で除して得た日数（1日未満の端数は、切り捨てる。）」及び「1の年（1月1日から12月31日までをいう。）の7月から9月の期間内における4日」の取扱いについては、暦日によるものとする。
- 服忌休暇の期間は、親族に応じ下の表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内とする。

親族	日数
配偶者	10日
父母	7日
子	7日
祖父母	3日。ただし、職員が代襲相続し、かつ、祭具等

	の承継受ける場合にあっては 7 日
孫	1 日
兄弟姉妹	3 日
おじ又はおば	1 日。ただし、職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては 7 日
父母の配偶者又は配偶者の父母	3 日。ただし、職員と生計を一にしていた場合にあっては 7 日
子の配偶者又は配偶者の子	1 日。ただし、職員と生計を一にしていた場合にあっては 7 日
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1 日。ただし、職員と生計を一にしていた場合にあっては 3 日
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1 日。ただし、職員と生計を一にしていた場合にあっては 3 日
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1 日

- 7 年次休暇及び特別休暇のうち、職員が夏季における盆等の諸行事を行い、若しくはこれに参加し、又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合に与えられる休暇を除いたその他の休暇の日数中には、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）並びに職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）第十二条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等を含むものとする。
- 8 特別休暇の項の説明の欄中の「本部長が定める」とは、勤務時間訓令の適用を受ける職員の例によるものとする。
- 9 特別休暇の項の説明の欄中の「公共的団体」とは、勤務時間訓令の適用を受ける職員の例によるものとする。
- 10 特別休暇の項の説明の欄中の「当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する」とは、勤務時間訓令の適用を受ける職員の例によるものとする。
- 11 特別休暇の項の説明の欄中の「義務教育終了までの子（配偶者の子を含む。）を養育する」とは、義務教育終了までの子（配偶者の子を含む。）と同居してこれを監護することをいう。
- 12 特別休暇の項の説明の欄中の「同居」には、職員が要介護者の居住している住宅に泊り込む場合等を含む。

別記様式第 1

年 月 日

青森県警察本部長 殿

(所属長)

### 臨時の任用職員配置申請書

見出しについて次のとおり申請いたします。

記

- 1 配置の事由
  - 2 雇用期間
  - 3 任用予定者
  - 4 その他
- 別記様式第 2

青森県警察本部

任用通知書

(氏名)

異動内容

○○を命ずる

月額 円を給する

任用期間 年 月 日まで

○○部○○課（○○警察署）勤務を命ずる

年 月 日

青森県警察本部長

別記様式第3

# 勤務条件に関する書面

## 殿

---

- 1 任用期間
- 2 勤務場所
- 3 勤務内容
- 4 任用期間の更新に関する事項
  - (1) 更新の有無
  - (2) 更新の判断基準
- 5 勤務時間等に関する事項
  - (1) 勤務日及び勤務時間等
  - (2) 時間外勤務の有無
  - (3) 休暇
- 6 給料に関する事項
  - (1) 給料の額
  - (2) 給料の計算期間
  - (3) 給料の支払日
  - (4) その他の給料に関する事項
- 7 その他の給付に関する事項
- 8 服務に関する事項
- 9 退職に関する事項
  - (1) 1及び4の任用期間の満了に伴い退職となる。
  - (2) 免職事由及び手続
    - ア 地方公務員法第27条及び職員の分限に関する条例（昭和26年12月青森県条例第98号）の規定による
    - イ 地方公務員法第28条の規定による

別記様式第4

青森県警察本部

任用更新通知書

(氏名)

異動内容

任用期間を 年 月 日まで更新する

更新任用期間の満了後の任用期間の更新に有無に関する事項

1 更新の有無

2 更新の判断基準

年 月 日

青森県警察本部長

別記様式第5

青森県警察本部

退職承認通知書

(氏名)

(所属)

異動内容

退職することを承認する

年　月　日

青森県警察本部長